

高知県教育委員会 会議録

平成23年6月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成23年6月15日(水) 13:30

閉会 平成23年6月15日(水) 15:40

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島	一久
	委員	久松	朋水
	委員	北添	紀子
	委員	竹島	晶代
	委員	八田	章光
	委員(教育長)	中澤	卓史
欠席委員			なし

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	岡崎	順子
〃	教育次長	池	康晴
〃	子育て・親育ち推進監	佐藤	津矢子
〃	総務福利課課長補佐	笹岡	浩
〃	幼保支援課長	市川	広幸
〃	小中学校課長	永野	隆史
〃	高等学校課長	藤中	雄輔
〃	高等学校課企画監	森本	民之助
〃	特別支援教育課課長補佐	沢田	祐司
〃	生涯学習課課長補佐	西原	浩二
〃	新図書館整備課長	渡辺	憲弘
〃	文化財課長	片岡	博彦
〃	スポーツ健康教育課長	刈谷	好孝
〃	人権教育課長	吉田	弘章
〃	教育センター所長	濱田	久美子
〃	教育政策課課長補佐	岡村	一良
〃	教育政策課課長補佐	唐岩	隆之

“ 教育政策課教育企画担当f-7 中島 勝海（会議録作成）
 “ 教育政策課主事 田尻 敦子（会議録作成）

（４）議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 6月定例委員会を開催する。本日の議案は、付議第4号から第6号が6月県議会提出予定の報道解禁前の議案のため、非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、本日の議案は非公開の取扱いとする。

教育長 （提案説明）

【付議第1号 高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則議案（総務福利課）】

○総務福利課長説明

○質疑

委員長 事務局	私立の幼稚園の設置廃止等については知事の認可か。 幼保支援課ができてからは私立の幼稚園、公立・私立の保育所も教育委員会で認可している。
委員長 事務局	知事の権限を委任されているということか。 そう。
委員	手続きが簡単になるということか。
委員長 教育長	わざわざ県に許可をもらわなくてもよくなる。 県に届け出るだけでよくなる。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 平成24年度高知県立高等学校及び県立中学校入学定員に関する議案（高等学校課）】

○高等学校課長説明

○質疑

教育長	全日制でいえば、幡多学区と高知学区で定数が減少している。これからの中学校の卒業生数をみると、東部や高吾などを含めて定数減は避けられない。今年は中学校の卒業生が多いので、今回の定数は大体そのままだが、次からは減る。
委員長 事務局	中学校卒業生数は、平成元年から半分くらいではないか。 大体半分程度。今年はまだ増減がない。

委員長	<p>追手前高校のコース制は平成6年に全県一区として始まり、教育課程の内容が県下的にも珍しいカリキュラムであった。全県下の中学生に入学の機会を与えようとして、それなりの実績も上げながらやってきた。</p> <p>しかしながら、中学校段階でコース選択することは大変であるし、入学後も理系と文系の選択ミスが生じる事例もあり、1年次の段階で将来の考え方をしっかり植えつけていこうというのが今回の理由づけなのかなと思う。問題は、進路を決めるのは、できるだけ早い時期が体制的にはいいということ。こういった点をどうしていくのかが課題だと思う。</p>
事務局	<p>コース制を先送りすることで、2年次から目標をはっきり定めなければならない。そのためには、1年次の段階で将来的なキャリア教育をしっかり植えつけていくことが大事。幸い追手前ではレオプロジェクトとしてキャリア教育のしっかりしたものを持っており、理系、文系をトータルで選択できる情報と、本人たちの経験などを入れていきたいと考えている。</p>
教育長	<p>モラトリウム期間にしてはいけない。早い段階から自分の将来を意思決定していくためのカリキュラムづくりをしていくことが大事。</p>
委員長	<p>コース制であっても、入学した後でもコースを選べるような弾力的な方法にしてはどうか。1年次にコースを決めていたとしても、2年次で変更ができるようにしたらいけないのか。</p>
事務局	<p>教育課程は理系と文系で必修科目が異なっており、安易な移動は現実的には無理。7時限目授業など、個別に補習をすれば別だが。</p> <p>現在、理系が3クラス、文系が4クラスあるので、もっと理系を引っ張る手法を学校長にお願いしている。</p>
委員長	<p>国公立大受験では文系でも理科の2科目履修が必要になるので、あまり理系と文系の差がなくなってきている。</p>
委員	<p>高知農業高校のように学科で募集しているところは、実学級数が5とあるが、人数が減っていてもその学科分だけクラス数があるのではないか。</p>
事務局	<p>実学級数というのは40人を1クラスとして入学許可者数を割って計算しているだけのもので、171人を40人で割った数。実際は6クラスである。</p>
委員長 事務局	<p>普通科では意味があるが、職業校では意味がないのではないか。</p> <p>高知農業は6学科あるが、森林総合は18名、環境土木は12名であり、この二つを足しても30名にしかない。この学科は高等学校課としても課題と捉えている。</p>
委員	<p>高吾学区については、入学定員の学級規模を満たしていないにもかかわらず、入学定員は760人でいくのか。</p>
事務局	<p>須崎工業高校は専門学校であるため。須崎高校は昨年130を超え</p>

	<p>ているので、もう少し様子を見たい。佐川高校は入学者数に変動があり、入学許可者数は少ないが、地域性を考えて検討中である。高校再編では、この点も考えていかなければならない。須崎高校と佐川高校は特に、年によって生徒が高知市内の高校に行く場合も、地元に残る場合もあるため、慎重に判断していく。</p>
委員	<p>県立中学校の定員をみると、安芸と中村は35人学級、南だけ40人学級にするということか。</p>
事務局	<p>実際の運用は南中でも30人学級をやっており、40人3クラスの人数を4クラスにして対応している。</p>
教育長	<p>安芸、中村の定数を減らしたのは、地元にいる子どもが減っていることと、市町村立学校とのバランスを取ったため。</p>
委員長 事務局	<p>全県一区になると郡部への影響はないのか。 平成22年度に高知学区以外の学区は学区制度を廃止し、平成23年度には高知学区も区外枠を20%とした。入試結果を見る限り、外から入ってくる数は一定のシミュレーションの範囲内にあり、大きな影響はないと考えている。</p>
委員長 事務局	<p>高知学区へ来ている生徒の数は伸びが止まっているということか。今年度の状況を見ても、進路指導の中で、生徒のレベルから確実なところを選択したと思われる。前期、後期など3回のチャレンジを踏まえて大きな動きはなかった。</p>
教育長	<p>小さな動きはある。入試日程の関係で、その後、前期合格した者とそうでない者が混在している難しさがある。学区の問題より、そういった難しい面については、我々も留意していきたい。</p>
委員長	<p>確かに、不合格者数が以前より少なくなったので、そこら辺り考慮していく必要はある。</p>
事務局	<p>本県では、郡部、とりわけ山間部には僻地もあり、高知市に来たくても来ることができない事情がある。地域の学校は、そういった子どもたちに応えられる教育をする必要がある。 郡部の学校では、通学の手段をはじめ、経済的な事情もあって、どうしても地域に残らざるを得ない生徒がいる。 進路補償をしっかりとっていくことが、再編振興計画の中でも大きく役割を果たしていくことになると思う。</p>
教育長	<p>地域の学校は小規模化しているが、生徒のニーズは多様化しており、それに応えられるよう、学校の特色を出していかなければならない。 以前に比べると、カラーを出すよう現場はよくやってくれている。</p>
委員長 事務局	<p>大規模校のカリキュラムでは、小さな変遷ができるが、40人より少ない学校は一定配慮していく必要がある。</p>
事務局	<p>そこら辺り習熟度をはかるための対策を考えるよう、学校長と検討した。</p>
教育長	<p>生徒のニーズに併せてプリントを作って補習したり、いろいろやっ</p>

委員長	てきている。
委員	高校生の就職はこれからが難しい。郡部の子どもたちが経済的な事情で中央の高校に行けないことがあるのであれば、奨学システムを学校がきちんと説明し、進路指導をすることが大事ではないか。
事務局	北高校や大方高校などで前期の募集割合を増やしている。増やす理由は何か。
委員長	もともと、この学校を受けたいという思いを持っている生徒が結果的に駄目だった場合、その思いが強ければ、もう一度チャレンジできるように設けた制度である。
各委員	実際、大方高校の入学者は、殆どが前期試験で入ってくる生徒である。基本的に、以前は前期と後期の割合が70と30であったが、そういった理由で80と20に見直した。頑張っている子どもはできるだけ前期で取れるように変えたものである。清水高校の場合、実際の入学者数で募集割合の影響がないので、以前定員120名で70%だったものを今回80名に見直して80%にしたもの。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 平成24年度高知県立高等学校入学志願者取扱要綱議案（高等学校課）】

○高等学校課長説明

○質疑

委員長	定時制の特例募集は4月に日程を決めて各学校で試験を行うのか。
教育長	入学式までに試験するのか。
事務局	3月末から入学式までの間に試験を行う。
委員	以前、受験生等へのアンケートの中で、前期と後期で受ける学校を変更しなかった場合、志願理由書を改めて出す必要はないのではという声があった。出した方が良いのか。前期試験から後期試験まで期間が短いので書くのが大変と思うが。
事務局	取扱要綱を修正し、以前は生徒にしっかり書かせるため、ボールペンで志願理由書を書くように指導していたが、鉛筆書きでコピーすることも可とした。そういった負担軽減は考えている。
委員長	なぜ志願理由書が必要なのか。
事務局	「自分はこの学校に行きたい」という思いをしっかりと本人に書いてもらうことで、本人の意欲を知ることや、面接の資料として必要である。本人の明確な意識づけのためにも必要と考える。
委員	チャレンジ選抜Aについてはあまり詳しく書かれていないが、具体的にはどういう内容か。
事務局	丸の内高校を受験する際、不登校など特別な理由がある場合に、チ

委員 事務局	<p>チャレンジ枠という別の枠で受けてもらう制度である。</p> <p>前期試験と一緒にやるのか。</p> <p>一緒にやる。違いはわからないように行っており、願書での意思表示のみとなっている。</p>
委員 事務局	<p>チャレンジ選抜Aの出願は本人の意思表示によるものか。</p> <p>自分自身の判断である。例えば、自分は不登校による欠席で十分出席できていないが、チャレンジ枠を活用すれば丸の内では勉強できるという意思があれば、受けることができる。</p>
委員 事務局	<p>入学してからのカリキュラムに違いはあるのか。</p> <p>基本的に他の生徒と同じだが、学校側は生徒の情報を知っているため、何らかの事情があれば配慮するようにしている。</p>
委員 事務局	<p>募集割合や通学区域など制度全体の見直しのプロセスはどうか。また、通学区域の変更など見直しはないということか。</p> <p>新制度は平成22年度からであり、通学区域は段階的に撤廃して最終的には24年度に全県一区として完成する。それに向けた制度改正である。</p>
委員 教育長	<p>3年ごとの見直しではなく、24年度の形に向けた見直しということなのか。</p> <p>そのとおり。毎年少しずつ改正してきたが、あくまで平成24年度の入試制度が完成形であるとして改正してきたものである。</p> <p>チャレンジ選抜Aは、頑張ろうという気持ちのある子どものための制度であるが、丸の内以外でこの制度を使っても特段構わない。実は、ここ数年丸の内の学力が上がってきており、チャレンジ選抜Aと一般で入った生徒間の学力差が年々広がっている傾向にあり、入ってきた子どもが大変になっている。そこら辺りも今後の改正のポイントになりはしないかと考える。</p>
委員 事務局	<p>私は反対に考えていた。自己申告である以上、チャレンジ選抜Aであれば楽に入れることになるのではないかと考えていた。</p> <p>中学校段階でいろいろなケアをしており、そういった子どもが高校に進学したいとなれば、各中学校で保護者も含めた進路指導を行って一定考えてもらうようにしている。</p>
教育長	<p>自分だけの判断だけでなく、学校も一緒に考えた上での指導をしているので、悪用できるものではない。</p>
委員長	<p>学区がなくなるので、「学区」以外の呼び名を考えておくように。</p>
委員長 各委員 委員長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第4号 平成23年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案（幼保支援課、小中学校課、人権教育課）】

○事務局各課長から、順次説明

○質疑

教育長 事務局 教育長 事務局	小中学校はいつから補助の対象なのか。遡及できるのか。 できる。 人権教育課のスクールカウンセラー派遣はどうか。 7月から派遣する予定であり、まだ派遣していない。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（高等学校課）】

○高等学校課長説明

○質疑

教育長 委員 事務局 委員 事務局 教育長	入学料・入学手数料の免除規定はなかったが、猶予規定があったので猶予にしておき、今回の規制で免除にするもの。 被災地に以前住んでいたのであれば、免除はずっと有効なのか。時間的なものではないのか。 有効である。 大学にも免除規定はあるのか。 もともと大学の免除規定はある。 この特例法が切れるまではあるということ。なお、内容は確認しておきたい。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第6号 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課長説明

○質疑

教育長 事務局 教育長	この条例はいつから施行されるのか。 8月1日。冷暖房設備の設置工事が早く終われば、7月中旬には試運転を行いたい。試合場は10月20日である。 分けて施行するのか。
-------------------	---

事務局	そうである。冷暖房のニーズが高いのは剣道場である。防具をつけるため。
教育長	熱中症で救急車を呼ぶ事態があったため、熱中症対策のために緊急で行った。
委員	機器の設置を決めることと、料金を決めるのは教育長の権限ではないのか。
教育長	料金は条例で決まっている。
委員	機器の設置は誰の権限なのか。
教育長	予算措置は知事部局。料金は広く県民に関わるのなので、条例で決めることになる。
委員	企業感覚でいえば、設置することの方が委員会で決めることではないかと思うが。
委員長	施設の管理はどこがするのか。
事務局	指定管理者として、高知県スポーツ振興財団が管理している。
教育長	施設の設置は知事の権限になる。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号～6号

原案のとおり議決